

指定開発行為の名称	(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業
-----------	------------------------

# 意見書

令和2年 月 日

(宛先) 川崎市 市長

住所 〒

フリガナ

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

電話番号又はメールアドレス

川崎市環境影響評価に関する条例 (平成11年川崎市条例第48号) 第21条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

(注意事項)

- 1 環境の保全の見地からではない意見や、記載事項に不備がある意見書は、意見書として取扱うことができませんので御注意ください。
- 2 意見の記入及び提出に当たっては必ず別紙「意見書を提出する方へ」を御確認ください。

提出意見に関連する条例準備書の該当ページ数又は環境影響評価項目等

風害

(条例準備書についての環境の保全の見地からの意見)

風洞実験ではOKとなっても、実際は各地で被害が出ている。

- 風洞実験をなぜ第三者専門機関でなく東急建設技術研究所で行ったか。東急による東急のための東急の開発事業と疑われる。
- 模型では防風植栽は地面から直接枝張りしているが実際の樹木は歩行部分には枝や葉はない。本当に歩行者のレベルでランク3からランク2に低減されていると言えるのか。これまでも風洞実験ではOKとなっていて実際は各地で被害が出ている。
- 歩道境界から壁面までの1mで風害対策に有効な防風植栽が可能とは思えない。壁面線の後退が必要である。
- 武蔵小杉の再開発では、人の転倒 (特に子供や高齢者)、自転車の転倒、ガラスの破損等の被害が起きた。住民からはビル風の実態調査や対策を求め陳情がだされ、市は環境対策部会を設置し検討を重ねたのだ。事業者には防風対策責任者を選任させ、誓約書の提出を求め、3年間は毎年、市に報告を求めたのである。この位風害問題は、大きい問題であり、実験通りには行かない。

意見記入欄

※ この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。その場合、紙の右上に\_\_枚中\_\_目と全体の枚数を記載してください (例: 3枚中1枚目)。

提出期限 令和2年8月12日 (水) まで (郵送の場合は当日消印有効)